

2005.12.21

第三回 知的創造サイクル専門調査会における当職の意見

日比谷パーク法律事務所代表パートナー
大宮法科大学院大学教授
エンタメ・ロイヤーズ・ネット理事長 弁護士 久保利英明

今回、当職は本日、地方出張中のため出席できないので、以下の通り、書面により意見を述べる。

1. 法科大学院における知的財産教育の充実について

<意見の趣旨>

知財立国を担うため、知的財産に詳しい弁護士・裁判官の育成が重要である。特に、産業の各分野における技術の複雑高度化に対応するために、先端技術に関する知識をもつ者を弁護士として育成することが重要である。

<具体的提言>

以上の観点から、法科大学院における具体的な対応策を述べる。

法科大学院において、学生が知的財産についてより幅広く深い知識を得るため、知的財産に関する科目を充実させる。

先端技術に関する知識を持った法曹を育てるため、国・地方公共団体・企業等は積極的に奨学金や休職制度を利用して理系人材の法科大学院への入学を奨励する。

法科大学院は夜間コースの開設や理系人材の優遇措置を講じ、知財弁護士の育成に一層の努力を傾注する。

2. 知的財産に詳しい弁護士の充実について

<意見の趣旨>

知財立国を担うためには、知財に詳しい弁護士のより一層の増加及び、知財に関する知識の深化を常に図ることが重要である。

<具体的提言>

以上の観点から、知財に詳しい弁護士の充実に関する具体的な対応策を述べる。

弁護士知財ネットやエンターテインメント・ロイヤーズネットワークについて周知徹底を行い、参加する弁護士の増加を図る。

また、日本弁護士連合会等における知的財産に関する研修を充実するとともに、外部の人材育成機関とも連携を図ることで、様々な知財能力を持った弁護士の増加を図る。

2007年から毎年現在の2.5倍以上の法曹（2600人以上）が輩出することに鑑み、国・地方公共団体・企業等は積極的に知財弁護士の採用・活用に踏みきる。

以上